

10年保存

地発第 0331017 号  
基発第 0331025 号  
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

#### 社会復帰推進員の配置について

社会復帰推進員については、「社会復帰推進員規程(平成13年厚生労働省訓第54号)」及び平成2年6月8日付け基発345号「社会復帰推進員について」に基づき、業務災害又は通勤災害を被り療養の期間が長期に及んだ者の社会復帰を推進するため、労働基準監督署に配置してきたところである。

また、林業振動障害者職業復帰推進員については、「林業振動障害者職業復帰推進員規程(平成19年厚生労働省訓第6号)」及び平成19年3月30日付地発0330022号、基発第0330024号及び職発第0330026号「林業振動障害者職業復帰推進員の配置について」に基づき、林業における振動障害に従事したことによって振動障害に罹患した労働者のうち、症状が軽快し、振動業務以外の一般的な労働が可能と認められた者の職業復帰を推進するため、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置してきたところである。

今般、両推進員の職務に共通する内容が多いことから、両推進員の業務を統合し林業振動障害者職業復帰推進員の職務を社会復帰推進員が行うこととしたところである。

については、平成20年度から別紙1「社会復帰推進員規程(〔改正〕平成20年厚生労働省訓第53号)」及び別紙2「社会復帰推進員設置要領」に留意し、社会復帰推進員設置の所期の目的を達成するよう配意するとともに、効果的な業務運営に努められたい。

なお、別に定めるとおり、平成19年3月30日付地発0330022号、基発第0330024号及び職発第0330026号「林業振動障害者職業復帰推進員の配置について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。

○厚生労働省訓第53号

部 内 一 般

社会復帰推進員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月27日

厚生労働大臣 舛添 要一

社会復帰推進員規程の一部を改正する訓令

社会復帰推進員規程(平成13年厚生労働省訓第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「業務災害又は通勤災害を被り、療養の期間が長期に及んだ者(以下「長期療養者」という。)の社会復帰に関する業務」を「業務災害又は通勤災害を被った者のうち、次の各号に掲げるものの職業復帰その他社会復帰に関する業務」に、「労働基準監督署」を「都道府県労働局又は労働基準監督署」に改め、同条に次のように加える。

- (1) 林業における振動業務に従事したことによって振動障害にかかった者のうちその症状が軽快したもの(以下「振動障害軽快者」という。)
- (2) 療養の期間が長期に及んだ者((1)に定めるものを除く。以下「長期療養者」という。)

第2条中「かつ、」の下に「振動障害軽快者の職業復帰又は」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

推進員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 振動障害軽快者の職業復帰に関する調査、相談、指導その他振動障害軽快者の職業復帰を推進するために必要な事務
- (2) 長期療養者の社会復帰に関する調査、指導その他長期療養者の社会復帰を推進するために必要な事務

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

社会復帰推進員規程の一部を改正する訓令新旧対照条文

○ 社会復帰推進員規程（平成13年厚生労働省訓第54号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者であつて、<u>業務災害又は通勤災害を被った者のうち、次の各号に掲げるものの職業復帰その他社会復帰に関する業務の円滑な運営に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める都道府県労働局又は労働基準監督署に社会復帰推進員（以下「推進員」という。）を置く。</u></p> <p><u>(1) 林業における振動業務に従事したことによって振動障害にかかった者のうちその症状が軽快したもの（以下「振動障害軽快者」という。）</u></p> <p><u>(2) 療養の期間が長期に及んだ者（(1)に定めるものを除く。以下「長期療養者」という。）</u></p> <p>（委嘱）</p> <p>第2条 推進員は、社会的信望があり、かつ、<u>振動障害軽快者の職業復帰又は長期療養者の社会復帰に関する深い関心と理解を有する者</u>であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 <u>推進員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p><u>(1) 振動障害軽快者の職業復帰に関する調査、相談、指導その他振動障害軽快者の職業復帰を推進するために必要な事務</u></p> <p><u>(2) 長期療養者の社会復帰に関する調査、指導その他長期療養者の社会復帰を推進するために必要な事務</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者であつて、<u>業務災害又は通勤災害を被り、療養の期間が長期に及んだ者（以下「長期療養者」という。）の社会復帰に関する業務の円滑な運営に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める労働基準監督署に社会復帰推進員（以下「推進員」という。）を置く。</u></p> <p>（委嘱）</p> <p>第2条 推進員は、社会的信望があり、かつ、<u>長期療養者の社会復帰に関する深い関心と理解を有する者</u>であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 <u>推進員は、労働基準監督署長の指示を受けて、長期療養者の社会復帰に関する調査、指導その他長期療養者の社会復帰を推進するために必要な事務（林業振動障害者職業復帰推進員を設置する労働基準監督署にあっては、林業振動障害者職業復帰推進員が行う事務を除く。）を行う。</u></p> <p>2 （略）</p>

(任期等)

第4条 (略)

(秘密を守る義務等)

第5条 (略)

(その他の事項)

第6条 (略)

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

(任期等)

第4条 (略)

(秘密を守る義務等)

第5条 (略)

(その他の事項)

第6条 (略)

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

○社会復帰推進員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第54号）

〔改正〕平成20年3月27日訓第53号

部 内 一 般

社会復帰推進員規程を次のように定める。

### 社会復帰推進員規程

#### （設置）

第1条 労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者であって、業務災害又は通勤災害を被った者のうち、次の各号に掲げる者の職業復帰その他社会復帰に関する業務の円滑な運営に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める都道府県労働局又は労働基準監督署に社会復帰推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（1）林業における振動障害に従事したことによって振動障害にかかった者のうちその症状が軽快した者（以下「振動障害軽快者」という。）

（2）療養の期間が長期に及んだ者（（1）に定めるものを除く。以下「長期療養者」という。）

#### （委嘱）

第2条 推進員は、社会的信望があり、かつ、振動障害軽快者の職業復帰又は長期療養者の社会復帰に関する深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

#### （職務）

第3条 推進員は、都道府県労働局又は労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

（1）振動障害軽快者の職業復帰に関する調査、相談、指導その他振動障害軽快者の職業復帰を推進するために必要な事務

（2）長期療養者の社会復帰に関する調査、指導その他長期療養者の社会復帰を推進するために必要な事務

2 推進員は、必要に応じ、関係機関等と密接に連絡して、前項の事務を行うものとする。

#### （任期等）

第4条 推進員の任期は、1年以内とする。

2 推進員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 推進員及び推進員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規定に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房  
地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成20年3月厚生労働省訓第53号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 「社会復帰推進員設置要領」

社会復帰推進員（以下「推進員」という。）の配置については、「社会復帰推進員規程」（平成13年厚生労働省訓第54号〔改正〕平成20年厚生労働省訓第53号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

## 1 職務

推進員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 林業における振動業務に従事したことによって振動障害に罹患した労働者のうち、症状が軽快し、振動業務以外の一般的な労働が可能と認められた者（以下「振動障害軽快者」という。）の実情の把握に関する事、職業復帰に関する希望の聴取等振動障害軽快者の職業復帰に係る調査、相談及び指導に関する事並びに振動障害軽快者名簿及び振動障害軽快者職業復帰個人別記録票その他振動障害軽快者の職業復帰に係る書類の作成整備に関する事。
- (2) 上記(1)の他、業務上の疾病に罹患し、療養期間が1年以上経過した労働者のうち、症状が軽快又は固定し、一般的な労働が可能と認められた者（以下「長期療養者」という。）の実情の把握及び社会復帰に関する希望の聴取等長期療養者の社会復帰に係る調査、相談及び指導に関する事並びに長期療養者名簿及び長期療養者社会復帰個人別記録票その他長期療養者の社会復帰に係る書類の作成整備に関する事。
- (3) 関係事業主に対する振動障害軽快者及び振動障害軽快者の職業復帰に係る啓蒙に関する事。
- (4) 長期療養者職業復帰支援金、振動障害者社会復帰援護金、振動障害者雇用援護金、振動障害者職業復帰促進事業特別援護金及び振動障害者広域社会復帰活動費の効果的な活用に関する事。
- (5) 地方被災労働者社会復帰促進連絡会議、公共職業安定所等関係機関、林業振動障害者職業復帰対策協議会又は林業振動障害者職業復帰対策地区協議会の構成員等との連絡及び調整等これらの会議の運営に関する事。
- (6) 振動障害軽快者の職業復帰及びその他長期療養者の社会復帰の推進に関する事。

## 2 委嘱

推進員は、非常勤とし、次の要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、長期療養者及び振動障害軽快者の職業復帰の推進に関して深い関心と理解を有する者であって、長期療養者及び振動障害軽快者の職業復帰を積極的に推進する熱意を有する者であること。
- (2) 長期療養者及び振動障害軽快者の職業復帰の推進に関して、長期療養者、振動障害軽快者、関係事業主等の指導及び関係行政機関等との連絡に当たる者として適任と認められる者であること。
- (3) 推進員に委嘱されることにより自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする

者でないこと。

(4) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。

(5) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて推進員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

### 3 任期等

推進員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において推進員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留任期とする。

なお、推進員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

### 4 報酬

推進員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

### 5 遵守義務

推進員は、次のことを遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を守ること。

(2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。

(3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。

(4) 推進員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

### 6 発令手続

推進員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

#### (1) 委嘱の場合

イ 局長は推進員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

①本人の承諾書(様式1) 1通

②履歴書(様式2) 1通

③委嘱辞令(写)(様式3) 1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条(欠格事項)該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱をしたときは、社会復帰推進員証票(様式6)(以下「推進員証票」という。)を交付すること。

#### (2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

#### (3) 解職の場合

イ 局長は、推進員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

①解職辞令(写)(様式4) 1通

なお、推進員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届(様式5)を徴すること。

ロ 局長は、推進員を解職したときは、推進員証票を遅滞なく返納させること。

#### (4) 公務災害

推進員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

(5) 執務準則

推進員が、その業務を行うに当たっては、別紙「社会復帰推進員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

社会復帰推進員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現住所  
氏名  
生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業  
(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日  
(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、  
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式3

氏 名

社会復帰推進員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

氏 名

社会復帰推進員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印  
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため  
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局（又は労働基準監督署）  
社会復帰推進員

氏 名

様式 6 (表面)

第 号

社会復帰推進員証票

氏名 ○ ○ ○ ○ ( 歳)

〇〇 年 月 日生

住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記の者は社会復帰推進員であることを証明する

平成 年 月 日

〇〇労働局長 印

(B 8 版)

様式 6 (裏面)

(注 意)

1. この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
2. この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または推進員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
5. この証票の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(B 8 版)

(注) この証票については本省において印刷別途管理換する。

## 「社会復帰推進員執務準則」

- 1 社会復帰推進員（以下「推進員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「社会復帰推進員規程」（平成13年厚生労働省訓第54号〔改正〕平成20年厚生労働省訓第53号）によるほか、この社会復帰推進員執務準則によらなければならない。
- 2 推進員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。
  - （1）林業における振動業務に従事したことによって振動障害に罹患した労働者のうち、症状が軽快し、振動業務以外の一般的な労働が可能と認められた者（以下「振動障害軽快者」という。）の実情の把握に関する事、職業復帰に関する希望の聴取等振動障害軽快者の職業復帰に係る調査、相談及び指導に関する事並びに振動障害軽快者名簿（様式第1号）及び振動障害軽快者職業復帰個人別記録票（様式第2号）その他振動障害軽快者の職業復帰に係る書類の作成整備に関する事。
  - （2）上記（1）の他、業務上の疾病に罹患し、療養期間が1年以上経過した労働者のうち、症状が軽快又は固定し、一般的な労働が可能と認められた者（以下「長期療養者」という。）の実情の把握及び社会復帰に関する希望の聴取等長期療養者の社会復帰に係る調査、相談及び指導に関する事並びに長期療養者名簿（様式第1号）及び長期療養者社会復帰個人別記録票（様式第2号）その他長期療養者の社会復帰に係る書類の作成整備に関する事。
  - （3）関係事業主に対する振動障害軽快者及び振動障害軽快者の職業復帰に係る啓蒙に関する事。
  - （4）長期療養者職業復帰支援金、振動障害者社会復帰援護金、振動障害者雇用援護金、振動障害者職業復帰促進事業特別援護金及び振動障害者広域社会復帰活動費の効果的な活用に関する事。
  - （5）地方被災労働者社会復帰促進連絡会議、公共職業安定所等関係機関、林業振動障害者職業復帰対策協議会又は林業振動障害者職業復帰対策地区協議会の構成員等との連絡及び調整等これらの会議の運営に関する事。
  - （6）振動障害軽快者の職業復帰及びその他長期療養者の社会復帰の推進に関する事。
- 3 推進員の職務は、長期療養者、振動障害軽快者及び事業場等の実情を把握し、長期療養者及び振動障害軽快者の職業復帰を積極的に推進することにその主たる目的があるので、推進員は、常に局長又は署長の指示を受けて適正な調査、連絡及び指導を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。

- 4 推進員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度局長又は署長に報告し、その処理について局長又は署長の指示を受けなければならない。
  - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要があるもの等自らその指導を行うことが適当でないと判断した場合
  - (2) その他事案の内容から判断して局長又は署長の指示を受ける必要があると判断した場合
  
- 5 調査員は、2に掲げる業務を行った場合には、社会復帰推進員日誌（様式第3号）に所定の事項を記載し、月の初めに前月分について局長又は署長に報告するものとする。  
推進員は、2に掲げる職務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（様式第4号）を遅滞なく局長又は署長に提出するものとする。
  
- 6 推進員は、次のことを遵守しなければならない。
  - (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
  - (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
  - (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
  - (4) 推進員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
  - (5) 庁外活動を行う場合には、身分を示す証票を携帯すること。

様式第1号

長期療養者及び振動障害軽快者名簿

整理 番号	氏 名	住 所	診 断 確 定 年 月 日	備 考



様式第3号

社会復帰推進員日誌

( 年 月分)

〇〇労働局（又は労働基準監督署）  
社会復帰推進員  
〇 〇 〇 〇 印

月 日 ( )	勤務時間 午前・後 時 ~ 午前・後 時
庁内活動内容	業務の概要

月 日 ( )	勤務時間 午前・後 時 ~ 午前・後 時
庁内活動内容	業務の概要

様式第4号

社会復帰推進員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働局長

殿

〇〇労働基準監督署長

〇〇労働局（又は労働基準監督署）

社会復帰推進員

氏

名

印

長期療養者の社会復帰促進業務及び振動障害軽快者の職業復帰推進業務について、平成 年 月 日庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容